

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年3月26日（水）午前10時00分～午前10時35分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 柳下正祐（教育長）
2番委員 益田麻衣子（教育長職務代理者）
3番委員 菱木俊匡
4番委員 秋元美里
5番委員 齊藤修一

3 説明員等氏名

教育部長	菊地映江
文化部長	大木勝雄
子ども若者部長	吉野るみ
教育部副部長	有泉三裕紀
文化部副部長	諏訪部澄佳
文化部副部長	湯山直樹
子ども若者部副部長	中井將雄
教育総務課長	岡田夏十
教育指導課長	中山晋
保健給食課長	吉澤太郎
生涯学習課長	田村直美
文化財課長	湯浅浩
保育課長	前島正
施設整備担当課長	常盤敏伸

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長	三浦慶太郎
教育総務課主任	漆崎亜結美

4 協議事項

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について (資料1 保育課)

5 議事

日程第1

議案第8号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について
(教育総務課)

日程第2

議案第9号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について (文化財課)

日程第3

議案第10号 小田原市郷土文化館条例施行基礎工の一部改正について（生涯学習課）

日程第4

議案第11号 社会教育主事の任命及び解任について （生涯学習課・文化財課）

6 議事等の概要

- (1) 柳下教育長開会宣言
 - (2) 2月定例会会議事録の承認
 - (3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 菱木委員に決定
-

○**柳下教育長** ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

議案第11号「社会教育主事の任命及び解任について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**柳下教育長** 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

(4) 協議事項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について（保育課）

○**施設整備担当課長** それでは、私から御説明させていただきます。

お手元の資料1「（仮称）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定について」を御覧ください。

初めに、「1 規則の制定の背景」でございますが、本市では橘地域に保育施設がない状況や、同地域内の公立幼稚園を利用する園児数の減少を踏まえ、公立幼稚園2園を統合し、旧下中幼稚園の敷地に、新たに幼稚園と保育所の機能が一体となった幼保連携型認定こども園の整備を令和8年4月の開園を目指し進めております。

ここで、橘地域認定こども園の概要について御説明いたしますので、資料1-1「橘地域認定こども園整備について」を御覧ください。

橘地域への認定こども園整備に当たりましては、令和4年12月に策定いたしました「（仮称）橘地域認定こども園整備基本計画」の中で、施設のコンセプトと基本方針等を定めております。

コンセプトにつきましては、子ども主体の教育・保育の実践を通じ、主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供する。橘地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行うものとして定めております。

また、基本方針にありますとおり、子どもたちの主体性や創造性を伸ばし、育むことができるよう、資料右側の設計概要とイメージパースにございますように、昇降遊具や屋外階段などで立体的な回遊性を持たせるほか、築山や広場、菜園などを設けることで、子どもたちの遊びに対する意欲を喚起するよう様々な要素を盛り込んでおります。

また、子どもたちにとって温かみやぬくもりが感じられるよう、建物の構造は小田原産木材を多用した木造で計画し、内装にも木材を用いることで、園児が日常的に木に触れることができる計画としております。

なお、施設の概要としましては、木造2階建ての構造で、延べ床面積は981m²。定員は保育部として0歳から5歳までの63人、幼稚部として3歳から5歳までの29人の併せて92人の設定としております。

最後にスケジュールでございますが、令和6年度は、施設の基本設計、実施設計及び旧下中幼稚園の園舎解体を完了しております、この3月に新園舎の新築工事に着手しているところでございます。令和7年度は、新築工事を進めるとともに、備品等の調達のほか、園の運営に必要となる諸規定、諸計画等の整備を行ってまいります。橋地域認定こども園の概要についての説明は以上でございます。

資料1にお戻りください。

今回定める規則については、この幼保連携型認定こども園の設置に伴い、地方公共団体が設置する認定こども園に関する事務の実施に当たっての教育委員会からの意見聴取について規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づくもので、この制定に当たりましては、同条第2項の規定により教育委員会の意見を聞くことが義務付けられていることから、本定例会において、御意見をいただこうとするものでございます。

次に、「2 制定する規則」でございます。

規則の名称は「（仮称）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聞くべき事務を定める規則」としております。

次に、「3 意見聴取の意義」でございます。

ここで、認定こども園制度の概要について御説明いたしますので、資料1-2「認定こども園の概要」を御覧ください。

認定こども園とは、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。その機能としては、小学校就学前の子どもを保護者の就労等の保育要件に関わらずに受け入れ幼児教育・保育を提供することのほか、在園児以外も含む全ての子育て家庭を対象に、相談活動や一時預かり事業などの子育て支援を行うものです。

また、幼保連携型認定こども園につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第2項の規定により、これに関する事務の執行は地方公共団体の長の職務権限とされているところでございます。認定こども園の概要についての説明は以上でございます。

資料1にお戻りください。

このように認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育を提供する機関であり、その教育課程の実施に当たっては、教育委員会が所管する幼稚園における教育との整合や、小学校における教育との接続を図る必要があることから、職務権限

を持つ地方公共団体の長と教育委員会との緊密な連携・調整が求められるものでございます。

このような観点から、地方公共団体の長が、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定、その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務として地方公共団体の規則で定めるものを実施する際には、教育委員会の意見を聴くことが法律で義務付けられているものでございます。

次に、「4 制定（案）の内容」でございます。

教育委員会からの意見聴取事項として、次の3点を定めたいと考えております。

「ア」として、認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること
この具体的な事項としては、国が定める「認定こども園教育保育要領」において策定することとしている「教育保育の内容に関する全体的な計画」に記載する教育及び保育の目標や年齢毎のねらいなどの基本的な項目が挙げられると考えております。

「イ」として、認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること

「ウ」として、その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるものでございます。

なお、今回定める規則の施行日は公布日としておりますが、これは、令和8年4月の開園を前に、現在、公立幼稚園及び保育所の職員で構成する橋地域認定こども園運営会議で協議しております公立認定こども園の運営に関する事項について、今後、教育委員会からの御意見をいただく必要があるためでございます。

最後に、「5 県内他市町村の状況」でございます。

県内で公立の認定こども園を設置しているのは7自治体であり、施設数は13園でございます。また、併せて、（2）に各自治体の規則の規定状況をお示ししてございますので、御参考ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

（質疑・意見等）

○菱木委員 認定子ども園に入園できるのは、小田原市在住であれば良いということでしょうか。認定こども園の写真を見ると遊戯室もマロニエのように広く、駐車場もかなり広そうなので、この園に移りたいという希望者が押し寄せた時に、認定こども園が第2の三の丸小学校のように定員オーバーしてしまうのではないか心配になります。その点はいかがでしょうか。

○保育課長 どのような募集をするかということについては、これから詳細を決めていくため、まだ確定ではないということになりますので、現行の制度で照らし合わせて御説明させていただきます。先ほど申したとおり、こちらは保育部と幼稚部で分かれるのですが、保育に関しましては、市内市外どこでも入れるというのが基本の制度になっています。

ただし、就労時間の長い人から入れるなどの判定基準がありまして、その中で市外の方については、市内の人々に比べてマイナス点が付くようになっております。

従いまして、普通に働いている方が普通に申し込まれれば、小田原市内の人を入れる仕組みとなっております。ただし、空きがある場合には、結果として市外の方が入れることは当然あると思います。

また、幼稚園につきましては、現行の規定上、市内市外の制限はございませんが、小田原市の税金を使っている施設でもあるので、市内の方が利用できるよう何らかの方法を今後検討してまいりたいと考えています。

○菱木委員 募集方法などは一回決めてしまうと、なかなか変更されることがないので、基準を何年かごとに見直すようなことも検討頂ければと思います。

○保育課長 ただいま基準の見直しという話がありました。先ほど保育の場合には判定基準があると御説明させていただきましたが、これは毎年見直しを行っております。その時々の状況によって加点の仕方、困り度や各市の状況等を勘案し見直しを行っております。認定子ども園につきましても同様に、その時々の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○益田委員 公立幼稚園は駐車場がありませんでしたが、この認定こども園については保育部も付くので、駐車場もあるようです。資料には敷地外に別途整備しますと書かれていますが、目途はどれくらいたっているのでしょうか。

○施設整備担当課長 駐車場につきましては、現在、周辺の地権者の方と交渉させていただいておりまして、大筋の合意がとれているのが2箇所ございます。駐車台数といたしましては、概ね15台程度と考えております。市内公立保育園の駐車台数と比較しても充実しているものと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 協議事項が終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(5) 日程第1 議案第8号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について
(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。お手元の議案書を御覧ください。
本委員会の委員につきましては、「小田原市新しい学校づくり検討委員会規則」第3条に規定する選出区分に従い、学識経験者、住民組織の役員、児童及び生徒の保護者等を代表する者、市立小学校及び市立中学校の校長及び公募市民等の中から委嘱することとなっておりますが、市立小学校及び市立中学校の校長として委嘱しておりました、浜口勝己委員及び村上晃一委員につきましては、令和7年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市校長会から、芦子小学校の石井美佐子校長と、城北中学校の富田雅浩校長を御推薦いただきましたので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長　日程第1まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(6)　日程第2　議案第9号　史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について
(文化財課)

○文化財課長　それでは御説明申し上げます。資料の裏面を御覧ください。

史跡小田原城跡調査・整備委員会は、史跡小田原城跡の整備を円滑に行うため、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則に基づき設置された審議会で、学識経験者等により構成され、調査研究、指導助言、及び意見具申等を行っております。

委員の任期につきましては、同規則第3条第2項に2年と定められており、令和7年3月31日をもちまして、この任期が終了いたします。

委嘱に当たりましては、同規則第3条第1項により、学識経験者、小田原市文化財保護委員会委員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、委嘱することとなっております。

史跡の調査や城跡の整備等は専門性が高く、委員候補者の皆様は高い専門性を持った方にいたしました。名簿に記載された11名の方のうち、4名の方が新任であり、女性委員は3名から4名へと増えております。

以上名簿にある各氏におかれましては、いずれも小田原市史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、適任と思われますので委嘱いたしたく、提案するものでございます。

説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(7)　日程第3　議案第10号　小田原市郷土文化館条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課)

○生涯学習課長　それでは私から御説明申し上げます。

令和7年1月に開催いたしました定例会において、御同意いただきました小田原市郷土館条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年市議会3月定例会におきまして可決されております。当該条例の改定に伴い、同条例施行規則の一部について、資料に記載しておりますとおり、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(8) 日程第4 議案第11号 社会教育主事の任命及び解任について

(生涯学習課・文化財課)

○文化部副部長 それでは御説明申し上げます。

令和7年4月1日付け人事異動、及び同年3月31日付け退職に伴い、令和7年3月31日付
けで社会教育主事を1名解任するとともに、令和7年4月1日付けで社会教育主事を2名任
命するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 日程第4まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

以上で本日予定の議題は終了いたしましたが、委員、又は事務局からその他何かございま
すか。

○菱木委員 この間テレビで見たのですが、鎌倉時代に北条氏が執権として政権を掌握し、
政府を移転した宇都宮辻子御所の場所がマンション予定地になり、史跡保存されることなく
記録保存のみとなるということで揉めているようでしたが、小田原市ではそういう揉め事は
大丈夫なのでしょうか。

○教育部長 文化財課の所管になりますので、文化部から御答弁するところですが、前職の
立場から御答弁いたします。小田原市の場合は、発掘調査はかなりありますが、個人住宅の場
合は、市が発掘調査をしております。営利事業の場合は、開発を行うかたが発掘調査の費用
を負担しています。その後は、記録保存という形になりまして、きちんと発掘調査をしたう
えで、新しい利活用に進む形になります。

○柳下教育長 その他、何かございますか。

○教育総務課長 1点御報告がございます。本定例会におきまして、令和7年1月29日に議
案第2号として提出いたしました「市議会定例会提出議案（令和7年度小田原市一般会計予
算）に同意することについて」につきましては議決をいただき、これは教育部・文化部・青
少年課の予算でございました。そして市長部局から議会の方へ議案第22号令和7年度小田原
市一般会計予算として提出され、審議を受けました。

昨日3月25日ですが、小田原市議会の予算審議の中で修正動議がございました。款10教育
費 項1教育総務費 目2事務局費 教育活動の推進の主権者教育推進事業の部分となる104
万2千円が、修正動議によりまして減額になったところでございます。

以上でございます。

○教育部長 ただいま担当所管課長から御報告いたしましたが、私から議決に至る経緯について、御説明申し上げます。

主権者教育推進事業は、予算特別委員会におきまして、3月10日に個別審査があり、17日と19日に総括質疑が行われました。続く採決において本事業を削除する修正案が提出されました。委員会の場では否決となりました。

しかしながら、25日に開会された本会議におきまして、再び修正案が提出され、議決権を有する25人の議員のうち13人の同意、つまり1票差で修正案が可決となり、事業費が削減されることとなりました。

主な理由としては、

- ・限られた数の学校代表による子供議会では事業効果が限定的になる懸念がある。
- ・教育現場に負担がかかることが懸念される。
- ・市長のマニフェスト掲げられた事業である点で政治色が強い、市長による教育への介入ではないか。
- ・既に類似事業が実施されている実績があるので重複しているのではないか。

などが挙げられました。

採決に当たりましては、この事業で教育委員会が目指している「社会力の育成」に資するものである点や、先行して実施している小田原版STEAM教育との連携、事業の効果として期待される子どもの意見表明権の確立といった教育行政の本質が議論されず、事業の必要性が理解されることなく否定されたことは、遺憾と考えております。

教育委員会は市長部局から独立した行政機関であり、全ての政策方針は教育長と4人の教育委員から構成される「教育委員会」において決定されることは地方教育行政法の定めるところです。

一方、予算を編成し議会に上程することは市長の権限ですが、独立行政委員会が決定した事業が、議場という政治の場面で否定され、教育費という子ども達のために求めた予算が削減されたことも、残念に考えております。

そうは申しましても、二元代表制の地方自治において、市民の代表である議会が議論を重ねたうえで、下した採決は、決定に至る過程で示された様々な論点も含めて真摯に受け止め、今後の行政運営に反映させていかなければならることも事実でございます。

そもそも主権者教育は、多教科横断的に進めていく事業でございまして、今後は関わり方も含めて改めてお諮りすることいたしますが、予算が成立した各種事業を着実に実施するとともに、まずは既存事業の中で、社会力の育成や小田原の教材化等に取り組んで参りたいと思います。

教育委員会におきましては、本市教育行政における唯一の政策方針決定の機関でございますので、引き続き道標となって頂きますよう、改めてお願ひ申しあげます。

以上でございます。

令和7年4月24日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（菱木委員）